第　1　章

御坊市の概要

第１章　御坊市の概要

第 １ 節　　地 勢

御坊市は、和歌山県の海岸線のほぼ中央、日高川河口に位置し、西は紀伊水道南端、太平洋に面して遠く四国徳島県を望み、東は黒岩山、高城山連峰、日高川上流を境として印南町と日高川町に接し、北は白馬山脈をもって有田郡と接し、平野部は日高町、美浜町と隣接する東西約８．４ｋｍ、南北１６．３ｋｍ、面積４３．９１ｋ㎡で海岸線を南北に延びる地形をなしている。

市街地の北部は、おおむね山岳地帯で市内最高峰、標高３６７．４ｍの薬師谷山があり、南部は海岸段丘を形成し、ここに名田町の各集落が点在している。

市の中央部を幹川流路延長１２７ｋｍ、水量豊かな日高川が東西に貫流し、河口付近のデルタ地帯に御坊、湯川、藤田、野口、塩屋の各町が連なって市街地を形づくっている。

主要都市までの距離は、和歌山市までは約４０ｋｍ、関西国際空港までは約６０ｋｍ、大阪市までは約９０ｋｍであり、鉄道ではそれぞれ約４０分、約７５分、約８０分の時間的距離にある。

気候については、南海気候区に属し、年間を通じて比較的穏和である。昨年の年平均気温１７．０℃、年間降水量は１４７８．５ｍｍである。

市 の 人 口	２０，５４３人　（令和８年４月１日現在）
市の世帯数	１０，６３５世帯（令和８年４月１日現在）
市 の 位 置	東経１３５° ０８’ ２７”～　１３５° １２’ ５８”
	北緯　３３° ４８’ ４７”～　３３° ５７’ １０”
	海抜（最高）薬師谷山３６７．４ｍ
市 の 面 積	４３．９１ｋｍ^2
市役所の位置	御坊市薗３５０番地２
市制施行日	昭和２９年４月１日

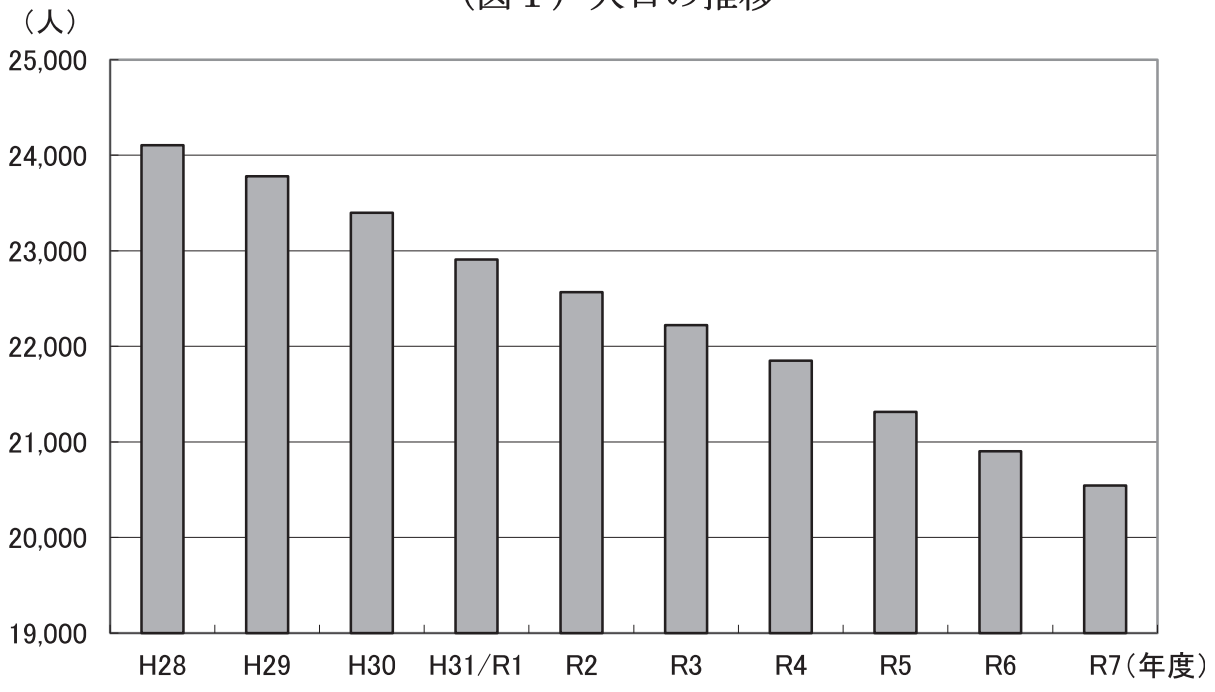
第 2 節　人 口 の 推 移

（表１）住民登録人口と世帯数

区分／年度	人口			世帯
	男	女	計	
H28	11,541	12,565	24,106	10,896
H29	11,393	12,387	23,780	10,905
H30	11,166	12,231	23,397	10,865
H31/R1	10,925	11,983	22,908	10,803
R2	10,771	11,796	22,567	10,808
R3	10,618	11,605	22,223	10,795
R4	10,426	11,425	21,851	10,890
R5	10,144	11,170	21,314	10,788
R6	9,940	10,963	20,903	10,695
R7	9,763	10,780	20,543	10,635

（各年度末現在）（資料:市民環境課）

（図１）人口の推移



第 3 節　土 地 の 状 況

（表２）土地の利用状況

（令和６年１０月現在）

区　分	農用地		森　林	水　面 河　川 水　路	道　路	宅　地	その他	計
	田	畑						
面　積 （ha）	408	375	1,570	281	238	574	945	4,391

（資料：都市建設課）

（表３）都市計画用途地域別面積

（平成１７年３月１０日決定告示）

	面積（ha）	構成比（％）
第一種中高層住宅専用地域	５０	１７．４
第一種住居地域	８１	２８．２
第二種住居地域	２４	８．４
準住居地域	１８	６．３
近隣商業地域	２９	１０．１
商業地域	１０	３．５
準工業地域	３３	１１．５
工業地域	７	２．４
工業専用地域	３５	１２．２
合計	２８７	１００

（資料：都市建設課）

第 4 節　市の産業構造（産業別事業所数）

（表４）事業所の状況

（令和３年６月１日現在）

業　種	農　林 水産業	鉱　業 砕石業 砂利採取	建設業	製造業	卸売 小売業	金　融 保険業	不動産業 物品賃貸業	運輸業 郵便業 情報通信業	電　気 ガ　ス 熱供給 水道業	サービス　業	総　数
事　業 所　数	10	-	139	89	484	28	102	28	1	851	1,732
割　合 （％）	0.6	0	8.0	5.1	28.0	1.6	5.9	1.6	0.1	49.1	100

（資料：企画政策課）

第 5 節　　環境行政と施策

1．行政組織図

(図2)御坊市行政機構一覧表

令和8年4月1日現在

企画政策部	企画政策課	
	秘書室	
総務部	総務課	
	情報化・イノベーション推進室	
	財政課	
	契約室	
	危機管理課	
市民生活部	税務課	
	収納室	
	市民環境課	斎場
	保険年金課	
福祉部	子ども支援課	保育園 3園
	社会福祉課	
	人権・男女共同参画推進室	
	健康長寿課	点線内「福祉事務所」
産業建設部	産業振興課	
	都市建設課	
	土地対策室	
	建築住宅課	
出納室		
上下水道事務所		
消防本部	消防総務課	総務係　：企画係
	通信指令室	通信指令係　：情報調整係
	予防課	予防係　：危険物係
	警防課	警防調整係
	救急救助課	救急救助調整係
消防署	消防防災班	第1消防防災係　：第2消防防災係　：調査調整係
	消防装備班	第1消防装備係　：第2消防装備係
	救命救助班	第1救命救助係　：第2救命救助係

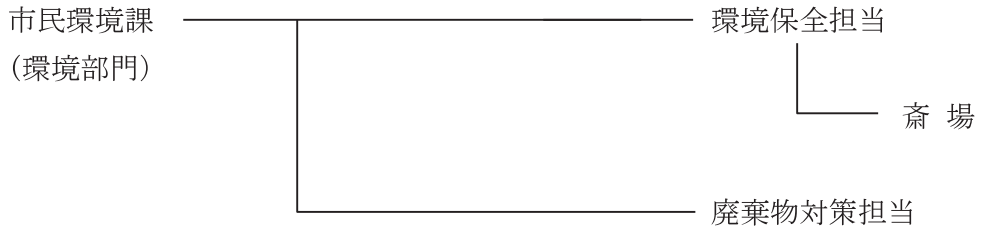
行政委員会等

教育委員会	教育課	給食センター 幼稚園　3園　：小学校 6校　：中学校 4校 中央公民館　：図書館　：児童センター　：市民文化会館 勤青ホーム　：歴史民俗資料館　：体育館　：武道館
議会	事務局	
選挙管理委員会	事務局	
監査委員	事務局(選挙管理委員会)	
農業委員会	事務局	
公平委員会	事務局(選挙管理委員会)	
固定資産評価審査委員会	事務局(選挙管理委員会)	

２．環境行政機構

御坊市の環境行政組織は、当初、厚生課の保健衛生係に属していたのに始まる。その後、幾度か機構改革を経て、現在、市民環境課（環境部門）が公害、廃棄物等環境保全行政全般に関わる事務を分掌し、市民の快適な環境を保持すべく努力している。

（図３）　市民環境課（環境部門）機構図（令和８年４月１日現在）



３．環境行政組織の変遷

昭和３１年	１２月	１日	厚生課の保健衛生係に所属
昭和３８年	４月	１日	機構改革に伴い市民課の保健衛生係に所属
昭和４４年	４月	１４日	機構改革に伴い企画室の企画係に所属
昭和４７年	７月	４日	機構改革に伴い公害交通課に公害係設置
昭和４９年	４月	３日	機構改革に伴い生活環境課に公害係設置
昭和６３年	７月	１日	機構改革に伴い生活環境課の公害係を廃止し、環境保全係設置
平成　５年	４月	１日	機構改革に伴い生活環境課から環境衛生課に名称変更
平成　９年	４月	１日	機構改革により環境衛生課に環境保全係・廃棄物対策係の２係を設置
平成２２年	４月	１日	機構改革により環境保全室を設置
令和　３年	４月	１日	機構改革により環境保全室を廃止
令和　７年	４月	１日	機構改革に伴い市民課と環境衛生課を統合し、市民環境課に名称変更、環境保全係・廃棄物対策係を廃止

４．市民環境課事務分掌

廃棄物対策

（１）廃棄物処理計画に関すること。

（２）ごみ及びし尿の収集処理に関すること。

（３）不燃物処理場の管理に関すること。

（４）放置車両に関すること。
（５）動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第１９条第１項の規定による通報の受理（犬を除く。）に関すること。
（６）飼犬登録及び狂犬病予防に関すること。

環境保全
（１）環境保全に関する総合的対策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
（２）公害対策審議会に関すること。
（３）公害苦情の処理に関すること。
（４）省資源対策に関すること。
（５）斎場の管理に関すること。
（６）墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）に関すること。
（７）浄化槽に関すること。
（８）その他環境保全に関すること。

５．公害対策審議会及び委員名簿

御坊市公害対策審議会は、市長の諮問機関として設置され、公害対策について必要な事項を調査・審議する。

委員の任期は２年で、市長が委嘱し、市議会、学識経験者、民間諸団体の代表者２９人以内で構成されている。（表５）

(表５)御坊市公害対策審議会委員名簿

《任期　令和８年７月１２日～令和１０年７月１１日》

	氏　　名	備　　考
第１号委員	楠　本　香　織	
	芝　田　　学	
	松　本　隆　史	
	村　上　宗　隆	
第２号委員	弓　倉　正　啓	
	上　西　一　永	
	山　﨑　恭　平	
	平　岡　政　信	
	野　村　英　作	
	和　佐　憲　道	
第３号委員	村　垣　雅　代	日高医師会代表
	薗　　益　喜	日高薬剤師会代表
	堀　内　敬　太	御坊青年会議所代表
	高　垣　太　郎	御坊市観光協会代表
	阪　本　浩　和	和歌山県農業協同組合 紀州地域本部代表
	松　村　徳　夫	紀州日高漁業協同組合代表

令和８年７月現在

（注）第１号委員：市議会議員
　　第２号委員：知識経験を有する者
　　第３号委員：民間諸団体を代表する者

６．環境調査の活動状況

本市では、住みよい環境を保全するため、（表６）に掲げた各種環境調査を実施している。

（表６）　環境調査の実施状況

	調　　査　　名	調査回数	測定個所数	調査項目数	備　　考
大気	大気汚染常時監視測定	年間連続	５ （１）	３ （４）	市設置５ （県設置１）
	事業所等の大気汚染立入調査	適　宜			
	酸性雨の調査	月２回	１	３	
水質	主要河川等の水質調査	４	６	１７	
	事業所等の排水立入調査	適　宜			
騒音	市内環境騒音測定調査	１	２４	３	春　　季
	事業所等の騒音立入調査	適　宜			
振動	事業所等の振動立入調査	適　宜			
その他	公害苦情処理	適　宜			
	環境パトロール	適　宜			
	地球温暖化対策実行計画 （温室効果ガスの排出量調査）	毎月１回	２３	９	市関係機関

※阪和自動車道及び湯浅御坊道路の騒音測定調査は令和７年度に廃止